

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和二年四月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

		第六号	指定番号
		建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
		令和二年 三月三十日	指定の年月日
		飯能市大字川寺二百十五―三、二百十五―五、 二百十五―六、二百十五―四十五、二百十八― 一、二百十八―二、二百十八―四、二百十八― 六、二百十八―七、二百十八―九、二百十八― 十一、二百二十四―一、二百二十四―二の各一 部及び飯能市大字川寺二百十八―二、二百十八 ―四、二百二十一―二、二百二十三―二、二百 二十四―一、二百二十四―二、飯能市栄町一― 二十一、一―二十四、九―一、九―十七、九― 十六、九―十五、九―十四、九―十三、九―十 二、九―十一、十一―一の各先	指定に係る道路の位置
飯能市大字笠縫二百五十四―四の一部		飯能市大字川寺四百九十二―一、四百九十二― 二、四百九十二―四、四百八十六―三の各一部 及び四百九十二―二、四百九十二―三、四百九 十二―一、四百八十六―三、四百九十四―十、 四百九十四―五、四百九十五―一の各先 飯能市大字川寺四百九十二―三	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
八・二九		百十六・三三二	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
六・〇		十六・〇〇十七・五	
二十六・四九			
十・〇			